

別紙 2023年度前期授業料減免・分納 収入に関する証明書類 (フローチャート)

- 申請者本人及び生計を一にする世帯全員（本人以外の就学者を除く）について、いずれかの「収入状況を確認する書類」を提出していただきます。
（令和4年度後期に減免の決定を受けて、令和4年度（令和3年分）所得証明書を提出済で、収入に変化のない場合は省略できます。）
- 日本学術振興会特別研究員の方は、採用決定通知書（写）を提出してください。FS-SPRINGの研究専念支援金を受給して2年目以降の方は確定申告書の写しが必要です。
- 専業主婦、就学していない兄弟姉妹や申請者本人に収入がない場合も、【様式2A】退職証明書又は【様式2B】無職・無収入に関する申立書が必要です。
- 収入に関する証明書類は各学期(前期と後期)で異なりますので、注意してください。

◎2023年4月1日を基準日とする。

- 1 2021年1月1日以前から基準日まで同じ勤務先・雇用形態である場合、令和4年度（令和3年分）所得証明書により審査する。
- 2 2022年1月1日から基準日まで同じ勤務先・雇用形態である場合、2022年の年収により審査する。
- 2 2022年1月2日以降基準日まで勤務先・雇用形態に変化があった場合、基準日時点の収入から年収を算出して審査する。

